

令和6年度

福島県環境審議会議事録

(令和6年9月6日)

1 日時

令和6年9月6日（金）

午後 1時30分 開会

午後 15時40分 閉会

2 場所

第1特別委員会室（福島市杉妻町2-16）

なお、一部委員はリモートにより参加した。

3 議事

- (1) 水質汚濁防止法第3条第3項に基づく県の上乗せ排水基準の見直しについて
- (2) 福島県産業廃棄物税の今後の在り方について
- (3) 福島県環境基本計画の進行管理（令和6年度版福島県環境白書）について
- (4) 福島県環境教育等行動計画の進行管理について
- (5) 福島県特定再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（案）について

4 出席委員

委員23名中出席15名

飯島和毅、生島詩織、植木和子、熊本隆之、今野万里子、齋藤澄子、高野イキ子、
武田憲子、反後太郎、丹野淳、角田守良、長渡真弓、中野和典（議長）、沼田大輔、
村島勤子 以上15名（五十音順）

※ 上記のうち、生島詩織委員、今野万里子委員、丹野淳委員はリモートにより参加した。

5 欠席委員

須佐真子、丹野孝典、新妻和雄、西村順子、肱岡靖明、藤田壮、舟木幸一、門馬和夫
以上8名（五十音順）

6 事務局出席職員

(1) 生活環境部

細川了	部長
金田勇	政策監
今野一宏	カーボンニュートラル推進監兼次長
濱津ひろみ	環境回復推進監兼次長
笹木めぐみ	生活環境総務課長
渡邊一博	環境共生課長
吾妻正明	自然保護課長
清野弘	水・大気環境課長
高橋伸英	一般廃棄物課長

大野隆一 産業廃棄物課長
加藤宏明 中間貯蔵・除染対策課長
高橋慶太 生活環境総務課企画主幹

(2) 危機管理部

渡邊善之 原子力安全対策課主幹
齋藤史紀 放射線監視室副課長兼主任主査

(3) 企画調整部

吉川正大 エネルギー課主幹

(4) 教育庁

柳橋幸裕 高校教育課主幹
羽柴聡 義務教育課主任指導主事

7 結果

(1) 開会

(2) 挨拶 細川生活環境部長

(3) 会長の選任

会長に中野和典委員、会長職務代理者に飯島和毅委員が選任された。

(4) 議事

議事については、中野和典委員を議長として審議を進めた。なお、議事録署名人として、議長より植木和子委員と角田守良委員が指名された。

ア 水質汚濁防止法第3条第3項に基づく県の上乗せ排水基準の見直しについて

事務局（水・大気環境課長）から資料2-1～2-4により説明し、この内容で了承された。

質疑等については以下のとおり。

【飯島委員】

資料2-2の「3 上乗せ条例附則で定めている暫定排水基準適用期限の見直し」の4ポツ目の所だけをみると、「1つの事業所はクリアできないので、暫定排水基準適用期限を延長する」と読めてしまいますが、資料2-3を見るとおそらく対策は実施されていて、その効果もあるのであろうと思いますが、そういったところをもう少し書かないと県民の方の誤解を受けてしまうのではと感じます。

例えば、「すでに対策を実施していて、直近の測定値では減少傾向が認められるが、一般排水基準を目指した対策の有効性を確認するために、引き続き現状の暫定排水基準で、さらなる減少を努力していただくことが適当と考える」のように、対策をとって、減少傾向もみられるが、変動する可能性もまだあるので、今の暫定排水基準

を維持しつつ、引き続き一般排水基準を目指した対策をとっていただく、という言い方のほうが県民の方々も安心されるのではないかと思います。

【事務局（水・大気環境課長）】

資料のほうが言葉足らずでございました。ご指摘のとおり、対策により減少傾向が認められますので、今後そういった部分も織り込むような形で対応したいと思います。

【齋藤委員】

令和4年度に1地点超過しているが、水生生物に係る異常は確認されていない、という記載がありますが、検査というのは年に1回なのでしょうか。

また、超過しているということは、超過した報告のあった場所を調査しているのか、どういった形で調査しているかについて教えてください。

【事務局（水・大気環境課長）】

項目によっては毎月実施しているものもありますが、公共用水域の全亜鉛という項目に関しては年1回調査をしております。

地点については、公共用水域の常時監視地点として決められており、工場・事業所で基準が超過した水域も含めて測定を実施しております。特に超過した場所のみ調査しているという訳ではありません。

イ 福島県産業廃棄物税の今後の在り方について

事務局（産業廃棄物課長）から資料3-1～3-5により説明し、この内容で概ね了承され、答申に向けて引き続き審議をしていくこととなった。

質疑等については以下のとおり。

【沼田委員】

資料3-1「表4 産業廃棄物税の推移（調定額ベース）」中、特例納付事業者の税収について、全体としては減っているようだが、年によって変動しているのはなぜか教えてほしい。

【事務局（産業廃棄物課課長）】

年によって、リサイクル業者との再生利用のタイミングが合わず、時期的なものが要因として1つ考えられます。

【沼田委員】

年によっては税収の総額が倍くらい違うこともありますが、タイミングが合わないというだけの理解でよいでしょうか。

【事務局（産業廃棄物課課長）】

もう1つ考えられるのは、リサイクル事業者のニーズが年によって変わってマッチングしないということも考えられます。

【事務局（環境回復推進監）】

補足させていただきます。先ほど、特例納付事業者がほとんど発電事業者であるということを産業廃棄物課長より説明させていただきました。火力発電所からの石炭灰の最終処分量が多いということではありますが、例えば、地震によって発電所が被災し、

一時期稼働できない時期は排出量が減り、県内ではない他の発電所で発電して補うということもあります。また、その年の天候によることもあり、猛暑の時は電気使用量が増えて発電量が多いなど、天候や社会情勢によっても、発電量に伴う石炭灰の排出量が変わってくることも1つの要因であります。

【沼田委員】

理由については、ある程度理解できました。今回、特例を継続するという一方で、産業廃棄物税の税収が減少傾向であるということも資料に記載されています。産業廃棄物税の税収を増やしたいなら、特例を継続するというのはどうかと思いますが、特例を継続する理由も分からなくもないです。排出抑制という観点では、いつまでも特例を認め続けるのもどうなのか、ということで、特例納付事業者の税収額が気になって質問させていただきました。

ウ 福島県環境基本計画の進行管理（令和6年度福島県環境白書）について

事務局（生活環境総務課長）から資料4-1～4-4により説明した。

質疑等については以下のとおり。

【長渡委員】

再生可能エネルギーについて目標値を達成した、その他に森林整備面積も目標値に近い値になっているということですが、再生可能エネルギーについては、最近、福島市民の中でも話題になっている先達山の山を削って再生エネルギーのソーラーパネルを張っているということもあるので、再生可能エネルギーによって失われた森林面積などは評価の対象になっているのでしょうか。

再生可能エネルギーによって緑地がかなり失われている部分があると思うが、緑化や森林の再生に関しては数値的なものは含まれているのか、全くそういうものは考慮されずにいるのでしょうか。

【事務局（生活環境総務課）】

特にそういったところの考慮はしておりません。

【長渡委員】

もし今後機会があれば、メガソーラーによる森林消失と生態ですね、希少な生き物、植物などにかかなり影響が出ている部分もみられますので、できればそういったものも評価の中に入れていただくと、自然保護に関わっている者としてはありがたいので、是非検討いただければと思います。

【事務局（生活環境総務課）】

今ある指標の中での進行管理ということではございますが、新たな指標をどのようにしていくか、中間見直しの時などにそのようなところも含めて検討できればと思います。

【中野会長】

今の委員の意見を聞いて、エネルギーは再生可能で作る一方で、カーボンニュートラルを実現するためには、排出した二酸化炭素は固定しなければいけない、つまり

吸収源が減っているのでは元も子もないのでは、という御指摘だと思います。再生可能エネルギーという指標と森林の整備という指標、今の指標に入らなかったかもしれませんが、森林がどのくらい二酸化炭素を固定しているか、そういうことがマイナスになっていないかという点での指標がもしかしたら無いのかもしれない、そう感じましたので、今後ご検討いただければと思います。

たくさん指標があって、グラフからみればすごく達成出来ているなというところと、目標値から難しいところにあるなというものもあります。概ねかなり達成率は高いということだと思います。ひとつひとつ全部みていく時間はないので、今日こういう御説明になったと思います。

【長渡委員】

美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現の項目にある「あらゆる主体の参画による環境保全・回復活動の推進」の達成率◎「自然体験学習等参加者数3,563人」とは、具体的にどのような参加の人数でしょうか。小学生なのか、大人も含むのか教えてください。

【事務局（生活環境総務課）】

こちらにつきましては、様々な自然体験学習のプログラムを当部でもやっているところですが、ここに挙げている数字は、裏磐梯における自然ふれあい・インタープリテーション参加数、尾瀬で自然環境学習を行った県内児童・生徒数、猪苗代水環境センターという県の施設を活用した環境学習参加数、それから同じく県の施設である野生生物共生センターを活用した環境学習参加者数、この4つの事業を特に代表的なものとして考えており、その参加の合計数を指標として使っております。

【生島委員】

野生鳥獣の被害対策で、イノシシとシカの2種の捕獲頭数の目標値を定めていると思いますが、福島県でもツキノワグマが特に猪苗代や会津を中心に出ている、人身被害も出ている状況であったり、ニホンザルの被害も割と多く出ている状況だと思います。今回は主要な2種として選ばれていると思いますが、クマですとかそういったものを今後指標に含めることはご検討されているのかということが一点です。

個人的な意見としては、捕獲頭数も重要な指標ではありますが、クマの場合であれば人身被害ですとか実測的な件数をより重視して見ていくのがよいのかなと思いました。

【事務局（自然保護課）】

ありがとうございます。確かに野生鳥獣の指標につきましては、イノシシとシカの年間捕獲頭数を指標として計画に設定しております。イノシシとニホンジカにつきましては指定管理鳥獣に指定されておまして、県が直接捕獲を行うということが出来るという制度もございましたので、そういった事も含めてこの2種類の鳥獣の捕獲頭数を指標として設定しました。またクマにつきましては今年度から指定管理鳥獣には指定されましたが、クマの捕獲のあり方についてはまだ検討中ですので

今後考えていきたいと思えます。

また捕獲だけを指標にするのか、あるいは被害についての実測値を指標にした方がよいのではという御指摘もございましたので、今後計画の見直しの際、捕獲頭数なのかそれとも野生鳥獣による被害額、被害件数を減らしていくようなものを指標とするか、改めて検討して参りたいと思えます。

【生島委員】

ありがとうございます。おそらく優先順位としていろいろ決めていく必要があると思えますが、野生動物に関しても今後の拡大を期待しております。

【中野会長】

指標37には野生鳥獣による農作物の被害金額というものがあります。被害というのが農作物ではない、人的被害という御指摘だったのかもしれないですね。毎日、クマの話題が新聞やテレビに出ると、一般市民の目線からするとそちらに目が向くのもしかたないなと感じます。

エ 福島県環境教育等行動計画の進行管理について

事務局（生活環境総務課長）から資料5-1～5-4により説明した。

質疑等については以下のとおり。

【飯島委員】

先ほどの資料4-1の環境基本計画とこちらの環境教育等行動計画の両方に同じ指標が重複しているが、これはよいのか。指標の目的としてはどちらにも影響するものなので両方で参照しているということでしょうか。

【事務局（生活環境総務課）】

委員おっしゃるとおりでございます。環境白書の方には環境教育といった部分もございまして、指標が教育的に大きな意味を持つ指標というのもございまして、両方に入ってくるものがございまして。

オ 福島県特定再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（案）について

事務局（産業廃棄物課長）から資料6-1により説明した。

質疑等については以下のとおり。

【齋藤委員】

資料6-1 No.9の意見回答（既存事業者への対応）について、本条例は5年おきに更新許可が必要となることですが、違反していても5年間のうちに事業場を直しておけばいいと捉えていいものでしょうか。また、違反しているのであれば、ある程度の罰則や基準は設定しないのでしょうか。

5年おきというのは、1年ごとに検査して5年間見ていくということなのでしょうか。

【事務局（産業廃棄物課課長）】

長いスパンでいうと、5年ごとになります。保管基準は遵守するよう定めているの

で、基準に満たない部分については、立入や巡回を行い、5年後までにやればよいということではなく、速やかに基準に適合するよう指導していきます。

【齋藤委員】

万が一の時は、許可取消しということもあり得るのでしょうか。

【事務局（産業廃棄物課課長）】

既存事業者については届出をもって許可を受けたものとみなす（みなし許可）こととなるため、取消しの手続きを踏むことになるかと思われます。

【反後委員】

他県の例を見てみると、一旦、みなしでも許可を与えていて、違反している業者に対して、行政がいくら改善を申し出ても、やりますと言ってずるずるいくパターンは非常によく散見されます。

ある程度期限を決めて、それまでに基準に適合していなければ自動的に許可を取り消すなどしておかないと、少し改善しました、でもがんばります、とずるずるいくのはよく見られるので、指導の仕方やルール上あらかじめ決めてもらった方が、その期限までに適合しなければならぬと思います。回答の中で、取り消すとおっしゃっていたが、期限を決めて基準に適合しなければ取り消すなどしておかなければ、与えられた許可を取り消すというのは難しいと考えるので検討いただきたいです。

【事務局（産業廃棄物課課長）】

程度にもよりますが、非常に悪質な場合はそういったことも考えなければならないと思っております。一定期間基準に適合していなければ、指導か取消しするかということについては、これからの運用に当たって検討していきたいと思っております。

【今野委員】

No.3の意見回答について、これは意見でなく要望です。

他の法令で対応する部分なのだと思いますが、「なお、自然保護関係の法令についても、必要に応じて…」などの文言を加えていただけると嬉しいです。

(5) その他

【中野議長】

これで本日子定していた議事は全て終了いたしました。その他、委員の皆様及び事務局から何かございますか。

【事務局（水・大気環境課課長）】

水・大気環境課です。議題1について、1点訂正をさせていただきます。齋藤委員からご質問ありました公共用水域での全亜鉛の測定頻度についてです。

先ほど年1回とお答えしましたが、地点によって年2回から12回の頻度で実施しております。

【長渡委員】

確認と今後の検討事案としてお願いしたいことがあります。

今後、ソーラーパネルの産業廃棄物が増えてくるかと思いますが、その処理ができる

業者が県内にいるかということが1点。

再生可能エネルギーは推進するものであると思いますが、パネルの設置場所によっては、様々な問題が出ています。条例までいかなくとも、規制をかけて設置できる場所にある程度の条件をつけるなどして、環境に優しい再生可能エネルギーであるように対策して欲しいです。ソーラーパネルの寿命は法定で17年から18年であったかと思えます。産業廃棄物としての対策を今後とも検討していただき、県民の生活の不安材料とならないよう処分を適正にできるように方針を考えていただきたいと思います。

【事務局（産業廃棄物課課長）】

ソーラーパネルの処分、リユースの事業を行っている業者は県内に4社ほどあり、実証化など色々な活動をしています。

県内でも産官学で研究会を行っており、パネルの設置から廃棄までの間にどのような問題が生じるかなど、研究を重ねているところです。

国としても問題視しているところではあるため、そういったところも注視しながら何ができるか検討して参ります。

(5) 閉会

【事務局（生活環境総務課）】

中野会長、委員の皆様、ありがとうございました。

本日の審議結果を踏まえまして、議事1につきましては、会長と調整の上、答申をいただきたいと思えます。

議事2につきましては、中間取りまとめが概ねまとまったところではありますが、引き続き審議会での御審議をお願いします。

議事3、4につきましては本日の審議会で頂戴した御意見等の内容を事務局で整理させていただき、中野会長に御確認いただいた上で環境白書等のとりまとめを行ってまいります。

以上で、福島県環境審議会を終了いたします。本日はお忙しい中、御出席いただきありがとうございました。